

# 泉崎村公園施設長寿命化計画

令和 8 年 3 月

福島県泉崎村教育委員会

(様式 0)

1. 都市公園整備状況

(令和 8 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
1	14.6ha	24.2 m <sup>2</sup>

2. 計画期間 西暦 2026 年度 ~ 西暦 2035 年度 (10 箇年)

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1

②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第 2 条」に基づき設置している泉崎村唯一の都市公園である「さつき公園」を対象とした。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
—	—	1	6	12	—	3

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
3	—	—	24

②これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設を対象に、教育課による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。

③選定理由

特に利用頻度の高い運動施設等のうち、処分制限期間が経過し、劣化した部材や腐食等により安全や衛生が危ぶまれる施設を対象として長寿命化計画を策定した。

## 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、令和8年10月から令和8年2月までの期間に実施した。

### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は24施設のうち予防保全型管理の候補とした20施設について実施した。

a. 一般施設 (10) : A判定 : 6施設、B判定 : 0施設、  
C判定 : 3施設、D判定 : 1施設

b. 土木構造物 (0) : A判定 : 0施設、B判定 : 0施設、  
B判定 : 0施設、C判定 : 0施設

c. 建築物 (10) : A判定 : 2施設、B判定 : 5施設、  
C判定 : 3施設、D判定 : 0施設

d. 遊具等 (0) : A判定 : 0施設、B判定 : 0施設、  
C判定 : 0施設、D判定 : 0施設

### 2. 各種設備

法令等で点検が必要な施設について、点検を実施したが異常は確認されなかった。

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の「利用者数」及び「災害時の避難場所の指定等防災上求められる機能」の状況より設定した。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (10)	1	3	6
b. 土木構造物 (0)	0	0	0
c. 建築物 (10)	0	3	7
d. 遊具等 (0)	0	0	0

## 7. 対策内容と実施時期

### ①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、教育課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

清掃等は、教育課により実施する。

#### a. 一般施設等、b. 土木構造物等、c. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### b. 遊具等（参考）

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

### ②公園施設の長寿命化のための基本方針

#### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度がC時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事後・予防の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。

（参考）b. 遊具等、e. その他設備等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

#### 2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	169,510千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	132,830千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	36,680千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	16,951千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は1,722千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度：西暦2035年度

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と大きく異なる場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。